

保育所等の入所について

1. 保育所等入所（園）基準について

各務原市に住民登録がされており、保護者のいずれもが次の保育の必要性の要件に該当する場合に保育所等へ入所（園）できます。入所（園）後、入所（園）基準を満たさなくなった場合は退所（園）となります。

保育の必要な事由	具体的な要件
就 労	保護者が児童と離れて月64時間以上労働することを常態としていること ※自営業、内職の場合は原則「保育短時間」の認定
母親の出産又は妊娠	産前8週間及び、出産日から8週間を経過する翌日が属する月の月末のあいだであること ただし、多胎の場合は各10週間
疾 病 ・ 障 が い	・ 医師が概ね1か月以上の入院又は加療を要すると診断したこと ・ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳（4級以上）を所持していること ※疾病・障がいの場合は原則「保育短時間」の認定
同居親族（長期入院等をしている親族を含む）の介護等	・ 身体障害者手帳（1級又は2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）又は療育手帳（A1又はA2）を所持している同居の親族を月64時間以上看護していること ・ 疾病等（医師が概ね1か月以上の加療を要すると診断したものに限り）又は介護認定を受けている同居の親族を月64時間以上看護していること ・ 疾病等のため病院へ通院し、又は特別支援学校等に通学する同居の親族の付き添いを月64時間以上行っていること ※介護・看護等の場合は原則「保育短時間」の認定
求 職 活 動	就職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること （施設の利用開始日から50日を経過する日が属する月の月末まで） （令和7年4月入所（1次募集）の申請の場合は令和7年1月末までに就労証明書の提出が必須） ※求職活動の場合は原則「保育短時間」の認定
就 学	学校又は職業訓練校に在学し、月64時間以上就学、又は就業訓練等を受けていること
災 害 復 旧	火災、風水害や地震などにより、児童又は親族の居宅その近隣地域の災害復旧に当たりその復旧の間、児童の保育ができない場合

2. 支給認定・保育の必要量について

支給認定とは？

子どもの年齢や保護者の就労状況などにより、市が認定区分を決定するものです。

認定区分	給付内容	認定内容
1号認定	教育標準時間認定	児童が満3歳児以上で、認定こども園で教育を希望される場合
2号認定	満3歳以上・保育認定	児童が満3歳児以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所で保育を希望される場合
3号認定	満3歳未満・保育認定	児童が満3歳児未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所で保育を希望される場合

保育の必要量とは？

2号認定・3号認定を受ける場合、保護者の就労状況などに応じて保育の必要量を「保育短時間」と「保育標準時間」に区分します。

3. 保育時間について

保育時間は、保護者の就労時間などによる保育の必要性に応じて「保育短時間」「保育標準時間」「教育標準時間」で区分し市が認定します。保育標準時間の認定を受けている場合であっても、勤務状況等に応じて承認された時間に関わらず、必要最小限でのご利用になります。

※「就労」のうち自営業・内職、「疾病・障がい」「介護・看護等」「求職活動」は原則「保育短時間」の認定になります。

保育短時間

以下の時間内で保育が必要な場合（最大8時間）

保育所等	月曜日～金曜日	土曜日
私立（川島地区以外）	8：30～16：30	8：30～11：30
私立（川島地区）	8：00～16：00	8：00～12：00
公立	8：30～16：30	

保育標準時間

保育短時間を超えて保育が必要な場合（各施設の開園時間から最大11時間まで）

教育標準時間

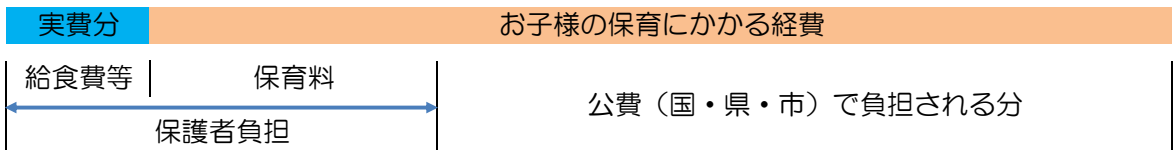
1号認定で認定こども園を利用する場合（最低4時間）



4. 保育料等について

(1) 保育料・保育料の算定方法

お子様の保育にかかる経費の一部を、保護者の方に負担していただくものが保育料です。



保育料は『児童のクラス年齢（4月1日時点の満年齢）』、父母およびそれ以外の扶養義務者（祖父母などおもに生計を維持する者である場合に限る）の『当該年度の市区町村民税額の合計額』、『保育時間』に応じて決定します。

＊年度途中で誕生日がきてもクラス年齢が変わるまで保育料は変わりません。

4月分～8月分… 前々年の収入に基づき決定した前年度の市区町村民税額より算定
9月分～3月分… 前年の収入に基づき決定した当該年度の市区町村民税額より算定

ご自身で市区町村民税額を確認する方法

勤務先から配布される「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先で市・県民税の特別徴収（給与天引き）を行っている場合）や市から送付される納税通知書等でご確認いただけます。

市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書 の場合

所得割額に調整控除を除き税額控除（配当控除、寄付金控除、住宅借入金等）を加算した額により算定します。

税申告はお済みですか？

保育料を算定する年度について、年末調整や確定申告、市民税の申告等がお済みでない場合は未申告となり、保育料は最高額で算定されます。なお、税申告された場合は、当該年度中は遡って保育料を再計算し、精算させていただきます。

転居前の住所地で課税されている場合は？

年末調整や確定申告、市民税の申告等がお済みの場合は、マイナンバーで税情報を照会させていただくためご準備いただく書類はありません。ただし、マイナンバーで税情報を照会できない場合は、市県民税所得・課税証明書等のご提出をお願いすることがあります。

4月入園時の保育料決定通知は【 4月上旬頃 】通知します。

(2) 教育・保育給付 1号認定（認定こども園（幼稚園部分））の保育料

1号認定	預かり保育	教育標準時間（4時間）	預かり保育	預かり保育
		月額保育料 0円		
2. 3号認定		保育短時間（8時間）		

2・3号認定と同じ保育内容（保育短時間）を利用する場合、別途園が定めた預かり保育料がかかります。

家庭での保育が困難（「1. 保育所等入所（園）基準」と同じ）な場合は、施設等利用給付認定の申請を行うことで、預かり保育も月額11,300円まで無償化されます。満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市区町村民税非課税世帯のみが対象となります（月額16,300円が上限）。

(3) 教育・保育給付 2・3号認定（保育所（園）・認定こども園（保育所部分））の保育料

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分				月額保育料(単位:円)			
階層区分		定 義		3歳未満児		3歳以上児	
国	市			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	A	生活保護世帯等		0	0	0	0
2	B0	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等	0	0	0	0
	上記以外の世帯		0	0	0	0	
	B1		第2子以降 ①	0	0	0	0
3	C0	所得割課税額48,600円未満(均等割のみ課税世帯を含む。)	ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等 ②	5,800	4,800	0	0
	第2子以降		0	0	0	0	
	C1		上記以外の世帯	9,700	8,600	0	0
4	D1-0	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等 ②	5,800	4,800	0	0
	第2子以降		0	0	0	0	
	D1		上記以外の世帯	13,500	12,300	0	0
	D2-0		所得割課税額71,600円以上77,100円以下かつひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等 ②	5,800	4,800	0	0
			第2子以降	0	0	0	0
	D2		所得割課税額71,600円以上97,000円未満	16,500	15,300	0	0
5	D3		所得割課税額97,000円以上132,000円未満	20,000	18,800	0	0
	D4		所得割課税額132,000円以上169,000円未満	24,500	23,100	0	0
6	D5		所得割課税額169,000円以上235,000円未満	27,400	26,000	0	0
	D6		所得割課税額235,000円以上301,000円未満	33,600	32,100	0	0
7	D7		所得割課税額301,000円以上397,000円未満	40,000	38,400	0	0
	D8		所得割課税額397,000円以上	52,000	50,200	0	0

世帯の状況により、保育料の軽減措置があります（原則、申請が必要です）

多子世帯の保育料の負担軽減措置について（教育・保育給付 2号・3号認定）

2人以上の児童が同時に保育所や幼稚園等に入所している場合 第2子 半額 第3子以降 無料

入所児童の兄・姉が幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設、もしくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う場合又は障害児通所施設を利用する場合は、別途「保育料の多子軽減のための申請書」の提出が必要です。
兄・姉が保育所（園）・認定こども園に入所している場合の申請は必要ありません。

※国および県の軽減措置（申請不要）

- 所得割課税額57,700円未満（2・3号認定）の階層（世帯年収約360万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化（国軽減）
- 所得割課税額77,100円以下の階層におけるひとり親世帯等（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を第1子半額、第2子以降無償化（国軽減）
- 所得割課税額97,000円未満の階層（世帯年収約470万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を18歳まで引き上げ、第3子以降無償化（県軽減）

母子（父子）家庭・在宅障がい者のいる世帯・婚姻歴の無いひとり親家庭の負担軽減措置について

階層区分B0、C0、D1-O、D2-Oの「ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等」の認定には、「各務原市母子（父子）家庭・障がい児（者）保育料軽減申請書」の提出が必要です。詳しくは窓口等でご相談下さい。

(4) 給食費について

3歳以上児は、主食費と副食費を徴収します。3歳未満児は、上記保育料に給食費を含みます。
○那加中央保育所、中屋保育所、鶴沼西保育所、蘇原保育所 5,300円(物価高騰のため、変更する場合があります。)
○その他の保育所等 額および徴収方法は各施設にお問い合わせください。
※年収360万円未満相当の世帯等について、副食費が免除となる場合があります。



5. 入所（転園）までの流れについて

①利用申込

下記の期間内に必要な書類をこども政策課に提出してください。

申込書等は、こども政策課窓口で配布している他、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

書類に不足、不備等があると受付ができません。期日に余裕をもって申込をお願いします。



入所希望月	申込期間	次年度以降継続入所について
令和7年4月	1次募集 令和6年10月1日 ～ 令和6年10月31日	保育の必要性の事由が継続しており、かつ保育料の滞納がない場合、次年度以降継続して入所が可能です。
	2次募集 令和7年2月20日 ～ 令和7年3月5日	
5月	令和7年3月21日 ～ 令和7年4月7日	
6月	令和7年4月21日 ～ 令和7年5月7日	
7月	令和7年5月20日 ～ 令和7年6月5日	
8月	令和7年6月20日 ～ 令和7年7月7日	
9月	令和7年7月22日 ～ 令和7年8月5日	
10月	令和7年8月20日 ～ 令和7年9月5日	
11月	令和7年9月22日 ～ 令和7年10月6日	
12月	令和7年10月20日 ～ 令和7年11月5日	
令和8年1月	令和7年11月20日 ～ 令和7年12月5日	次年度以降も継続して入所を希望する場合は、10月に行う次年度分の申込が別途必要です。 ※同じ施設で継続できるとは限りません。
2月	令和7年12月22日 ～ 令和8年1月5日	
3月	令和8年1月20日 ～ 令和8年2月5日	

②書類審査

③利用調整

第1希望施設での利用調整

第1希望施設について入所者の調整を行います。
受入枠を超える場合は、「保育の必要性の優先度」により、申請者の世帯の保育の必要性を点数化し、優先度により入所者を決定します。

第2希望以降の施設で利用調整

第1希望施設に入所できなかった場合、第2希望以下の施設で利用調整を行います。

利用調整について

- 申請書に記載された希望する施設以外は、原則利用調整の対象となりません。
- 第2希望以降で調整する場合でも、個別の連絡は行いません。

ご記入されたすべての希望施設について入所決定施設となる可能性がありますので、開所時間や通園経路等をよく検討した上でお申込みください。

④入所承諾通知（入所決定）

4月入所の1次募集は、**12月初旬頃**に入所承諾通知書を送付します。

※1次募集を求職活動で申し込まれた方は”内定のお知らせ”を送付します。**1月末までに就労証明書を提出してください**

4月入所の2次募集および5月入所以降は、入所希望月の前月15日頃に入所承諾通知書を発送します。

※利用調整の結果は、入所承諾通知書でお知らせします。

お電話等でお問い合わせいただいても回答はできませんのでご了承ください。

⑤各園での説明会または打合せ

- 4月1次募集で入所が決定された方は、入所決定通知書に同封して健康診断と説明会の日時をご案内しますのでご参加ください。

⑥園が指定する施設で健康診断

- 4月2次募集で入所が決定された方および5月入所以降の方は、保護者の方から入所決定施設にご連絡をいただき、
園との打合せや健康診断等について調整してください。

⑦登園開始

お問合せ先

各務原市役所 こども政策課 幼保支援係

TEL (058) 383-1154

開庁時間 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）